吹塵雑纂 史料 二

リ5
1681
2

門 伊 號 1681 卷 2
早稻田大學圖書館

岡氏より御用書付之写

摂州能勢郡吉野村

能勢夢力殿領分

百姓

辻勘兵衛事

右同所若宮八幡宮之奉先達而より風聞

有之候付丹州ニ罷越追書之写

御別紙被仰渡候ハ能勢吉野村辻勘兵衛旧

家ニ相ヶ当時又同村若宮八幡宮神主之職

相勤書添書先之ハ当年嫁細兼気仕合古怪ハ

實説にてハ有しけれ御幣御書なくこ說にかくハ之
れ遠近の人村中より者ハ当郡村若宮八幡宮ハ古
安徳帝を祭りし處也兼ての御尊像とし御社
安徳帝ハ壇浦よなくて御入水し奉り付るはし
浅を以て当郡村に祭りけるとぞ又安徳天皇の御位
胴の御衣中しれ處也岩勢御兵衛殿宅営葺し候
而之此度ハ屋根葺替えし御社の周から
其中にも文政三月中旬に屋根葺替に及び
此家の棟木に何か書ある又行の備えを計り候

にして墨付なしれとも屋根板もく人多くし
眼よかかりなし勤め居りよく見付てれ處ハ急ぎ
茲之に其の付にて此を出せ本の議して板其
内よ古書し出せ拾有しけれ見請け御社の蹟
お細り繊かれりよて中の容貌見ゆるもの
中にも付拙宅にて持参れ御社中に諒兼かけ
付毎三人にも立会見に上候読見れ候大新相
なりかれ御社ニ右古書真備え新に大坂
云兄等に兄せて見れ凡六百年が以前の物

番頭ヲ相返候之条中ゟ付衣ゟ野村之内
往来ヲ不可致旨地面之境ニ於深村等中ニ堅候之
趣ヲ相考見候處衣書抔ニて分之ゟ相紛し
申候ゟ申候
右之通
摂州能勢郡野間郷おの野村
百姓　十之助兵衛
右之者申候遠江保年中より天正年中迄
之御代々支配之書記ニ而右之衣書物を
当時関東ニ而見下し御節一覧之上二言擬者

年寄京極周防守様当時京極備後守
披見之成衍相付大之京極家ニ差上置
又ゟ白川之御所様ニ長楽之御座候御中ゟ付候之
此之說ニ成文右白川家ニ尚時常ゟ之御節ゟ
右書抔之内余紙長文之此儀ゟ御判云是猶
右之通ニ候

二位殿後令
安德帝ゟ奉守護之從之
源典内侍

從四位上侍從行左大辨藤原經房
武士二人　　原田大輔判官　種長
周播磨司　景家
右之從四人其外に
建禮門院
右大將基方卿
大納言侍
勾當内侍
阿波内侍

都合拾人文治元年三月乃曽檀浦合戦之内小船
二艘に乗り密に此所へ逃り長谷泊着御幸
成り夫より佐田之御中より安徳帝并守護し
從之者搦澤出天王村と申所に御幸夫より能
勢郡猪名野村と御幸同村にて思ふ所
所と申所に爰より其御所より逃村に御幸し
枝子有之候に文治二年五月十七日崩御
御遺體を其後に葬其外供奉之者ども
村君嵩山と申に奉葬社を建又其宮八坂宮と

天正年中より
竹箱入し
以下すれて別
記し置し也
有しや否
本之

奉勧囃田植考 上

太古書ハ經房朝臣ノ自筆にて書有り勅
兵衛尉經房子孫として名乗り太志和勅衆
家ハ古来より相傳ふ天正年中より太
竹の箱に入れて秘蔵せしが中年頃子孫
従ひて傳はり元ハ子孫に之一向ニ存す処
高来和泉殿ニ在る是ハ石見へ逃れ去り祠ありと
小野村田植にて松明にて植付て主村一
続きてハ兵庫之八幡宮に奉納田ニ唱へ田地一反

有しを大田植祝ハ明け松明にて田植やら
是より後ハ仕付に存す
經房朝臣之子孫
辻勤の祓ひよりの文を考ふるに是ハ宮又八の事也里人ハ中古より伝へしかハ知らず
式之事ハ是より八幡宮之祭りに仕付ける
辻勤 宮崎 高崎
八幡宮社地ハ村文殊に存す
原田八幡神主長之子孫
澤村大原村田植ニ原田村下
唱へ高崎田植唄ハ首之

周防郡司景家之子孫

大原村百姓に周防株と唱

南時五郎と申者

先志之儀にて荒増承候者姫へ申述へ

雖無覚束候得共文明書付も有之候而ニ書取

四年三月廿四日権之壇浦合戦平氏及敗令下小船に

元宗三位殿・新中納言知盛卿之乙之子

残安徳帝と称し奉抱御入水之付斜味方

平大納言同之太小舟にて御迎へなされ

殿右上方之主君周防郡司景家奉負御舟より岸に

上陸者被召より伯耆国に御越被遊候に相見候由申候

經房卿御墓所は先達而御免被下候也大書面

を得て御免御一体子孫相続有之候所御祖里へ申上

山中に經房卿御墓所一揃御坐候

經房卿子孫は吉原より天正年中迄

六代迄十二代に相成申候南代迄九代

申に相成申候

經房卿之御事

頁跡換本ヲ以テ正ス

かゝる暑気の空に吹て月に放れ行
の浦瀬風（寸気崎ゟわいけにわらせ是来て云）
出野村に住古より百姓子孫田安と云頭の辻に
八幡宮淡路塊か中側人今に不入けしと
並ふとゝかぬも也
太宰府書記 入小路にて
十二月廿四日 大南頃太郎
岡金吾様

一巻に写
右くし建保五年丑文月廿日に源のさね
ともより頼くも御年廿八にて卅五南
百年のしはらくありてかゝる齢にして
凡人の世は定れはさるかなし 禅長八十にて世
にありまり九の世なとに身より景家八十にて世
にすすり二十世かくに終りし種々の意わすれた
判形たる二十八才の京家の子小次郎平ゑもん妹
也なり一郎子左子麿三十六才 能通

くし細からしもて日々飄蕭世に名もしな
みたてし無是非ありのもとさころまいらせ
られ我ないまいらせしを見まれらず思ひふまも
身なからいまた庸の世の子孫に傳へける物たくて
跡からんかくこれ迄口つゝらもかさらんいなば
しらん是世るゆゑをきれまれりえて首にけし
なし祝よいかなれともしら無為なくさまそ
忘むかし權酒よろうてにしかりしさ忘
なき後の世するまゆめしるされ南すそ忍ひ

忘や思ひきむしむかしき君ひ君をもさく流の
はかなとありて今思ひわそれもわれや先ぬ
まさるや行る寛永四年己巳三月廿四日二
位殿ひそかに曲、侍従人納言局同門侍
従波門侍右少将基通主れ經の局左少輔
判官種長兵部国宗中将を五なる迄て宗家未家と
運命も今はよにさのれた力家も
る兵書なりえて主上門院門院をよ清華
なりしもかたらん空なれありしさ何

の浦より玉の山の奥にも流れたりしなの世の
たてとゝも歎きせよやそ沙金いくらと氏
むさやまの多くはよいらぬと深くうめける
ともいはで玉體と脇差を一所にする
一つのやうらはそらまれないに命みな屋なりも
おりくて海で思ひ氏もあるりに沈めさせた
るなれば女院へも上ける宝剣をのひとまる十年の
うはひろの中までも沈めまくさしとお風
まうり給ふなりふくて沈むく沈めまし来

れともねもころまおさせあれも皆洞のこ落てこと
御いとも申さてみなとやしの小船ま入こ身とや流
さて我等の心を後てとりせし上田門院經房種長
お家りく強く讃海の小船よ女院大納言局白鳥
門院行盛門院基通景時家なりて出なきく出くにな
ひいは女房もろもろ思らん様は深くいくらもなく
身にも陸にも西向いりての事れを流名くとなる
一門の人ゝ流るいうれ海にも忘流て多まいりしは
二位殿の忍出つつ乙の御子まみえ流流て次歴

の内義をはらひさせたまひしをやくしやう歓わ
うけさるものをもとせまひ法に入たまひぬるまて
ろもとくやみまりやうけたまふ侘しくてかなしさも味
も同の事をとのこて仏の御名のみかなしくてかはけ
上ろましとけりしくよのひまに行をそ撫しけ種長
かひ菜にけり是をは奇りあこれハ女児の乳母を
ありそえとるをとこや源家の武士見かたこそまり
曲内給ら玉をり経をゑ上よ知らせをましかい
さや悩されて捨くれとにわ身して乃れ其

よりも景清ともやく参りたるなれとも中より
をおそく三里斗山をはしりてあやしき所本の下
房は深き思ふ上ハ二位ハまうしけるまゝさうく
の御師をたのみまいらせても安らひをもとし
て涙をなかし侍をきてかなしみをはひつるまゝ
たゝよはせたまへられもいらされハ其上ハ猶同よ
られさせ給ひてこそしけれ二日と云景清ハ
をやはり一門となりまゐりのたまひてたゆま
さまくきたへ三月廿八日ていまそかれの玉を

さして黄泉の道に従へしとてくら
せのよくいはたまり蛇還ハ人命つくまじき
いより山里をも見て不てしとまけらはしまて
をとゝめんとされしか天の乞まて天照大神
のはちを求めて後ら世まで人ハあやしの縁まて
なかれさまら御薬たしまさるの乞と謂れし
とあけ五月十日あまり三日比の泊書玉たる
乃山里につらせ縁するまくとそ見せて
人をひと給としてはかりまつれりわれし

たとへるにあたりし五月雨のたましまの玉床
にはなく経もたえ付らぬ門跡の後をかさらすもさ
たえ黄泉五月十五日廿六の玉天玉をして山里に
いらせらる八山をもはつかす紀縁の長生
に不分代のまの御入内させなりて上ハ杉と久
より後はと往やくもかはいかさ縁ても此まく
此君縁きりて雲中の良も我にみちつまらて此
此のおつけてなまらさく人もしらずおかれハ故
受まの世縁て御たてとまらすそれハ御照

あさりに随ひぬれハすゑゝしても力なくして后
のかくは御志を称とし井上播磨掾元祖
相郡のすまれる播磨少掾二位とのくはしく
せみのひしきとのひいてまうてハいとくちおし
御菜らも絶て なれハとて種長京都の角太夫
太夫かれてなし京都ハ都太夫拍子業
とそのひ名ありして此の曲よくひゝきまたもいまし
いさ浪人すくなくせめてたしんまわかひな
き種にはなるらましてゆつ星名なれハとても

もけ まふけ 留なる のまこ

るしく聞ゆる也而してその后の曲ゆけせぬをこそ
なる浪なしくもりいて後の四所なし聞けしも
いとをろかなくて見るまた又聞のおさくらのらる
京都は文弥節の曲ゆけ世せしそのまゝまう
おさかハあれども大坂山ていよて中もよろしき也
てのかきたる人もやしんのほとやうらたかさて
しる曲にし目をとらさるて作悩しくやるな
らせられよき曲をしらぬもおもうたまてと思ふ力
なしそのむかし耳の中のまてまのくるかなりし

埴生の庵
かれと埴生
と云ふ

是にをゐて埴生の庵をさして御帰りなされし
事なれば十二日目ハやう／＼日ざかりハほんまになりぬるやら
まけ侍しらおほしやしなりとて駕籠を
急がせ給ひて急がれしなんと云ふ
たゞし此山里乃とのふてハ手三丁ほどとて東二
有此二人ハまあふしきき流をまつれり此女
月のひのかにさしいてけれハ松かしくしえて小
峯よ清葉たしきまり山の尾にさいはり
清き川の原へ下り出此急ぎさしいるさる大坂

たちたち
かいもの
まうし

いさぎ有そのゆかりハ久しくて見ところ
ところあらハいとあやしかりき里人ハこれ代
岩滝と云此急ハ殊に面白くてめずらしせる人ハ
そはくみ奉りさせまつて上なる流れに御さ
顔のて御小伊くるはしく波の古跡に
より里人かもいみしらんにそれしかしに流
まりりまる上日まそひ所縁もなき渡しるの
かれハ旅人ようこひよろこひて程長やらう
宮日かれとも前へ行ほ舟神が大和の浦へも

二日また雨也路すがら行家をさしては
茶など乞ひ里人らをよびて山里よ
さし世の人の住居をも隠せをやなしかは
遊てもあるくの羇旅ありしを事根笠
の所をとむちりし建金葉路とられしさ
まよりまでいれるさるは里の道をしえするを
しのを事せむなとなれこのかさら里
しるかへねさたるよ番に里人の見て川原
のひ路ゝよ田をゝは我よの山根よあて見なこ

うかゝてつくれるかとよいあふれ
川原をと田代とせんはいまの世とよあふれん
りしの中の鴻まで二つ三つそのうちに
あいらか人あなら様はうえてそれなよ
やまなり年のそてはゆたうにあれれとして
さいろてぬそうは原よ沈て里人よなるらし
ほとさてやうなる事ほくまてたほさをと
かりけるも二位との御心よたちいに種を奈
なかりし也絵の屋みてもなをなほ日ま

せまりくる〳〵閑〳〵まかり秋草ハくらくしく
菜れりんさし今しもそ見へ〳〵は感涙
せまりあくそ長月古口ハりすり木々の紅葉ハ御
涙せ光〳〵いい合風幸那し華るまつ〳〵
花乃ひかりはくるさまは様をそさせはして
水ハ舟りハ西ま流き文北しり西へ流あ
の世乃りハ山そ外山の梢ちうらちハ川原の
みの山らくらうらひ河合ふいしそとゝする
沢あうちて氷まさやり沢の中高ハ高円笠て

ふもとのは似くるいくらふしは木の紅葉ふせ
有爲の山里ハ家二つ三つうち竜川泉をとわたえ
出ちりて京の山里ハ家々はりあり色ちいけ赤
もえへ私ハらいはす六る岩ちて川原を見渡すれ
水もけし秋ハ風そそみ〳〵色ちはいふる社有
てそいあんのさはりそ秋すさいうりて古なる
姫の宴と角は川やまはなるしかそしハ思ひ〳〵ハ
絵ありて「あちろう」木々の木咲ふも朶りよ
念〳〵ふまみのすら よきもまも也 紅葉洞

世にあへぬ文字深く際なる人の村まて我
中将は時雨のかひなきりける典侍けるのおもて
ろして了なる姫君の河しきに残りなき
浅からぬ故事そ思ひたえぬしにたえておかし
子は霊ちきし世のにてあるかの山の桟かい道
名て丁太りて浮ひなれと目とりえむかし
る還幸なりしそ下しとともよ冬よかくるえよ
冬きりの絶間より雲あらいてぬあわれは
またはくは深の丁なきねの墨として日のいふも

すそころ還幸ありしあふは日をうらくまて立
おもよくうるはしきれは姥くもまうて寄十
月五四日たつ雪ふりて露すやるれ山の辺と
も思出しくいはゆるのそねまて紅葉ありて
了御名紙かて流るこてよしふ見れはこそは
のすよにきもあり出の江を重へ八木見山
あるはくるまの筆ともにて霧の月ありは山
よ雪ほまり心のほとも つれなきしるを種
京かならしてのはくよ殺大将人の生を依柳に科し頭

れしらるれ　かへてうつるさ面いくすまし給

ふ君と　安徳天皇ハ申まうしてまゐらせ給ひし也

女院ハ小山大原に入給ひし星霜かさなりて御ゐ

主上弁もにくからぬ也あはれなる御心をとふらはせ給ふなし

くらされも心をよせ思はしらしもゑて五十年

都ハ文治三年（二年ともいふべし）にあそびまつりて諸人さくらふ給

水ハこほりて川の流れもつらくおそる

そしらむ枝にむの色とやて歩みあき

みなの日まゝ嵯峨に御幸ありて御覧あるや

よひの中まてふるしりその梢ともえくまりし二様

きとまて山里ものとかくは春乃人地ようつりける

卯月ともしも流れたまりふ（ひとしと御け）

なれハまつまは流れ出居月に山川しあるら

ろらしてむらく御葉潤ともさ（中）ゆつく花

名月うりてむらなりさしむまはぬ緑のむらはれ色

るはゝ　つるとのさしさまとうて世のおとよ（ふとこ）

あそていくらしてしされとも花ようそてや

おひいておもろくさもののさくつさまうまらて

日まくらのさきこそれくんさせのうへ見るなるらハ
しのゝ悲神もなくかなしくいたさまくら
なしむ月しきゆ十七日頼政しなさ香るらくて
登天帰しまするまし里ハ涙ましまも頼なる
君なくれなまりまもくるをむるすくせて
よりそらく聞もいてすものも思いとある
りとる里ハ和の里なるのしぬる流とひらうて
毎夜なくれしとてりるのやうるとうくれ
祈なくろしまれハこれなそこし人なり

なりしこハ見さらん粧らし日なりり日あら流る
此頃なりなくなくハ伝へいよ名をさせ
子は残念さよいとひたまふまうその御たる
たまとそかりハつの宮とおもひしてを
菟文八幡ムとわさせしやまいやすくれりけれ
里人もしもまろこひとなしていやましまつ
れり典侍も詠みさやらてさの大原にあん
とりしのつ中種あ景詠しめて止あさまらくハの
ろ毎々典侍なしうへてて遠ろうまつらくまつる

こそ信ずる誠なりけれ是しいはゆる法社
まされんとも〔ん〕しく黒の白のぬれてかはきてつ
らい思之しのまゝをさてうつしさうとひらきまた
志の年法圓忍もまた見はてゝ思はなかた
らい法社は信之は思ひなる種也八是のらるし
の法信ゆへ仏をまよそてらるゝ種現と
行の先生なれりわなりし此代の人は見ほるゝを
れられ

従四位上侍従行左少弁藤原経房
元亀三年壬申八月七日逝
行年五十八才葬東光山
辺辻社

慶長第五庚子年九月二日
左古麿

経実 左近 行年八十三才 文永八年未三月二日
経久 勘解由 行年七十七才 延文元年申十月六日
経冬 主殿 延文二年 五十七才 十月十一日

恒明　中六　永和四年卒　九十一才

明実　後三河　應永六年己卯八月十二日卒　七十一才

經成　常七　永享子九己三月廿五日

成実　右衛門　長禄二寅五月　四十三才

經吉　勘兵衛　文禄二亥四月十五日　六十二才

經孫　市郎兵衛

丁近

經忠　忠左衛門　次右衛門　号永禄元年　年十一月二日　六十八才

經久　久右衛門　五十二才　天正十五丁亥四月十八日

孫一

醍醐雜事記云　右書其時代ヨリ記録スル古キモノ

去三月廿四日於長門國平家与源氏合戦平家被誅

討平源氏大将軍九郎判官義經

生虜　前内大臣宗盛　右衛門督清宗

平大納言時忠　讃岐中将時実

内蔵頭信基　二位僧都全真

法勝寺執行能圓　阿波民部大夫盛長

藤内左衛門信康　女院

大臣殿八才の若宮あり　若宮　經誦坊阿闍梨融圓　兵部少輔雅明

降人　源大夫判官季貞　中納言律師仲快

自害　中納言教盛　按察劉盛澄

左馬頭行盛　中納言基盛之（朱）権門左兵衛府帯刀原東西之又権真

備中吉備神主　小松内府有盛

同舍弟　権藤内定綱

菊池次郎　高直（朱）

別頭首　八百五十人

不知行方人　先帝　八條院

修理大夫経盛　内侍所以是

延音日　宝剱不見

女院　之妾

文化十五年戊寅五月寫之　林源忠徳

右元本寫脱文保字様あらくと見ゆかなつ

かひをかし疑ある所又叩しかるへきにこそ元本のまゝにうつ

ほしけれく之文御考のりしも尼て記入

文政元年五月六日　三宅以補

同年十二月以賀茂縣主季鷹本校

同二年二月又以一本校

○もしほのあかる　従三位是ハ阿仏の考の見え

建禮門院右京大夫之記ハ信高兼り承顯小山

大原寂光院に入御ありし趣に相見えけれ
君をとくいかなる保来座て　太古の文を写し文ハ
考ふるに女院のことにて　然は保守と見えてよ源氏の
武士充ちみちることに五月晦日信濃の国府に
忍び居たるを内侍事と云つ院のときとしも守りて
ぬる文治の頃ゝ経も平家大納言時忠の法済の
料味洞なることなれし　うくて女くるさまいた
まし法皇文思ひを安徳天皇と申奉り女院ハ
小山大原に入らせ給ひし京中の家かくりてやかしとありて

小山はいかなる事をかしこまりてけしからて
まいらせとりと見ゆられハ安徳つ院ハ平家の
後保は有てし権中納言とられさせるにを
えをり平家の後よて法入りなりしを川上に
なるし二位の尼北方の宗てたれさせるとを儀
の武士と見らるまれさせるの時佛よりせるの
つひよりそれさせるのひし来る屋ね女院
大原へ入らせ給ひて御も大納言佐局は彼内侍
ともよ花よ供らてつま後へのましし

大納言佐為ハ左衛門の督にて参議中納言
雅実のむすめの何は内侍ハ女納言に伝あら
むすめのしるし御隠まる白萬内侍のてに
見えて
御名ハ安徳天皇のかゝれし此納言宸筆手あるも
書たるハ紙にのをしかきとある
かゝ古今の中に行成の内書をとひさせ給ひし
きこえし此録わすれる自身をおもひ海よりまで
とありされハ此録みさや行成の内書のちかひ

まゐらせんとみえくさらいとさもしき年の御から
いうたゞせ玉ひけん完望く
○寛永四年巳のとしにまた寛永の頃ハ
文治二年とあるもあるをみれハ安徳天皇を
源氏のまつりし人ハ元暦文治の年号ハ用ひさ
あしとる見えさり平家ハ猶寿永福原の内書
して除目行れしるも見ゆ一天の君のふたつに
わかれたまひけるもうらむべきことに
○御出のもらかなれ経房朝臣の記にてあ

見る人は此筆なりとも見るまゝに世辯紙として有る
所謂合せしと見えて当て手紙ちりて出れ居ち
鎌倉右府とありて志の字三行三字三十一
文字なら以て詠の毎る懐紙の書法としてる
九十九文の数にあるもなかくいつはくらむ
剝御疑しけるきわれど奥頭を見され
多しくいふへし　右題号不上句に従
四條上待従尺次第經ニ府綱尺直ニ源此三字子時二不覚
鎌倉右府永正四年三月家隆供奉先帝遺酉

海前潜居子摂津国能勢郡山辺村住　文治
二年帝山崩五月廿日卒齢五十八也　文化戊寅
春池田源正宣謹摸倣識之と印記ありる也
見け源正宣は山川太二郎とて子池田の酒
賈なりしが人にも太經右府卒年月齢なとは太宰
しかりけるを古今の書おしひや此文書中に
建保五年に五十またりしに見えたり
五十八くらゐ一年違ていぬはしきを
○紹講探花有馬寺殿玄光是篇は　經右府号権大納言

〔民部卿正二位正治二年閏二月廿日薨 年八十母後忠卿女〕せあり又大宗国之太宰帥

帥三年参議大弁正治二年〔廿八書〕をかゝれし返辞

状と有餘ハ系譜抄記に用し文也ハのに平家物語

経にあらさり

山門の牒ハ京中よりハ浄書解文をたか

勘解由小路中納言経房卿ハ筆拝受

頭弁ハ其前大将家を始として

平家物語の一段追討宣旨ハ御所之文

此文は所録へ之門葉に御返事ハ

人々勘解由小路中納言経房卿に於て又吉田

大納言御清書経は御息女の前右兵衛佐頼朝卿

日記並延補使を給て云ふものも人合せし

といふ吉田大納言経房卿に給て帥卿

此大納言はうるさしき人と申べき経卿一本書

平家物語に儲れるりし人にも浄書の本の添りし

後成ハ文を書て然ハ便若をとて横くまへ論

とりけれ去此大納言といふ又返とてると

見よとて此抄録あり卿の書なる経房

頭は白くはまろく[illegible]人とは見ゆれと仰しはよ
仰しまる原武して忘るゝ辞世をと[illegible]其草
乃年ハたえれたる歳五十八として仰しきハ
しゝ[illegible]しを車又たな無き

〇補記

支考
高てや[illegible]れ 其辞世原經什
うき雲る雲りみゆれは吹うて月まるめく
ましみの浦風 乙の出判年を経られハ
悪換ハ塵滅ホのきあなよしれくて[illegible]

ならはぬるるて[illegible]てよやすれみ[illegible]
るさて又のれるのこゝろるをとはのとのはさ[illegible]
いさゝるきくして人とふ久しくあるは基序を
基通と[illegible]何日をはもきりしもる[illegible]
其のすゝてたるもして後者の席よ海[illegible]見
る人性しもりなられ[illegible]同地の地理星
者の解しも前聖を探りれるまとい者
未分ににもらんそれハ此日[illegible]を流してのち
西よ仏む[illegible]るあり

文政元年冬十一月　　池田山州正宣謹誌

此書ハ一冊は去年春吾友己補本として写さ

しめ置たる処当月朔日橋本氏池田太之亨

直和一冊を持出られ吾今の家なる[illegible]

[illegible]の旅寓にありて見せられたるを江戸人

矢[illegible]吉従[illegible]賀の人石塚[illegible][illegible]人本宮[illegible]

[illegible]

[illegible]文[illegible]

[illegible]書[illegible]文[illegible]上[illegible]

文政三辰五月　　[illegible]手稿

文政四年巳二月[illegible]手[illegible]也[illegible]

[illegible]文[illegible]

人[illegible]の[illegible]

来[illegible]

人正し[illegible]書の[illegible]

[illegible]の[illegible]

[illegible]

[illegible]末の[illegible]文[illegible]

所無之也

上坂伝助

此一件
公儀ニハ林氏林家ニ並塙検校なとへも
命ありて改候御尋も被成候由也実録なとも
届けさせ給ふよし御筆を御記し御遣被遊
候事にて日本の正史に記し申たる迄ハ
公儀をいても其元蹤後跡も厚審ニ被成
候付候処ニて不相成候而所難之
御評儀之決定也
大ニ其或人々申伝し候へ共未ニ候

天保三壬辰七月廿五日

尾張臣　深田増蔵源正韶識

浦の浜木綿

古へより衆生の罪の因ゆへ有綱と浮世には　浄不見捨遊戯の所なし
ありこれは十六綱との名釈わや唯念仏入道要集　慶安元年
の頃其武の大納言さま寛永あるをもてけり
神ぞをのみこそ様浄土の苦みしれぬ世をうちわたり
けるなり見ゆ入そし常はなして乃の事共えるの急ぬかひし
人は入ること後世に住つきて日々眼の人は此中まし
とりまたかへりてまつたこせぬふ事なみたしなつかしとて
今のさへ何よりもよらぬしまゝく乃様の所々と涌出えたを
つきすれしを具すせのふ清浄に扣せん入名の事ともも
又しも出ひ今の大納言さま文字すまれしとも志るめし

基は伝奏の職にて年ごとにくだられければ玉くしげふたゝびとせの
始しよりのあとをつぎてひかる光けしきあることしるしとぞ聞
いとかしこかりし頃はるかに見え給ひて日光へまゐらるゝ画工人々を
所かる摂家等正御門院伊勢守両殿御名をめし人々
法をめぐし御花はまゐり給ひし役のことしも御法しは然ふ
まゐりし其の難かりつれまゐらせしをも徳の大なるまで
おもしぬと覚えしかバおもしろきまうす家おほき国
御国のうけたまはり所々小納言の殿伊豆守殿諸公
在所より出む時に信濃守殿に侍れし大学頭鍋島出羽守殿国主
甚以後法印中宮修再昌院法印の霊二丈院に御家の職には
二条殿一陽斎と申すものせすにへ所々向はれて逆へまゐらせ

かくて尊き法への内にかきつくす大概きはすみにおほ
まつりしのちよ年ごとに来ける人々を召封名は法をき給ふ
吉村の其衣屋吉平しの跡には阿さいは織吉の精紋
紋書に法言の精紋ハ八番にて装束には白河好み
すしりうて打ち先出し其は歟に杖つく老を
こまれんと其の家をうつハわきって見するに召ひなし
あや座して事とせのひぬと法申れに其衣かはゆく
行るのし伊豆守殿諸公法印先よりおほき国
あるひは大学頭鍋島出羽守殿国主法印よりまゐりて
内家の内より在所年々の雪の日丹後守殿左府中山
法印よりは立てらふ常盤井の立けるを見てゆく池の

わかうは水の心に寄せたる姿つくりてかしこの花の香を
りかに年すへしと申侍りきかくて候ふへき事は名をうる
谷桃の立申しけるハ同じ何事なり 山吹ハ見かうし咲
出しかんとて かれは これぞ太夫人をもちつけかれたる
えたハ末はめでたし 中將はりかんに水のうきたる えて
またる花へまて花とせけるも 是の色めりハ見えて
見える色の所まへ 御酒事にふけるあの酒なる
さひよるへし見える 内府は中院内府通村公 いかにも
寿なる世なる人の見え その花なきはの秋の白菊と
かれこ文義に菊と薊とよる 秋をのを斎弘の勝負
寿命を全からる様ハよりて在光との歌ハ連よする

春風に花の香納しかありあひたる色てなりは名香の
流れひくあれあるかあると なくしろしかくて又つ蘭奢
九ちのこまさまりは三鉄の流派民家の流と佐波流遠く
法守時分の風なるし清操のすつ所なり 佐波守忠平流名
直史ハかたのこれありて立香あつまる隠しそけこし
おはのあり またて後はかまへて此道守なることひハ
鍵見生流香本は此かくる子すみ出て何れとかるて
みきすあ此道絶ひたるとするをおねてまて此僅して
作とつく折枝形のこの事のつきたる人あま文流中のとう
あへし
此のこれまでかきする十九子の書くはつてあへつとちする

ともあくまつかへて銭ハかゝくつくり出せり
良辰拾遇艶陽天　幾串珠璣落絲箋
新會竟當為故事　風流鐫入路題傳
国直所作の文句とりて人々すれハまうつると志るし
お作せられし
かゝる所の池の楽はなみならぬめてたさよするよする程ニ
いそかしからんとするさき所九すかし大きをつとふさきその志るを
あるもしつゝまへて之あとはあか国直
濱苑月晴絲景融　叩案語坐望春風
眼迷帆影波光際　身在柳煙花霧中
晋代衣冠推樹相　漢家典憲屬胡公
久聞名望如山斗　幸覩彩毫照海東
とかくの紙ハかきちらさとまつせられハ人々立下りまし疏ひて
三郎かうきとのてまへハ
すまれや大事人かなつむてハかゝる播なる僕をたてるハ
飲つゝしあそれて花九のそふ濱の所苑お橋ふ候
晴月泥浪第もとあつらハ書信
あつけなれ絲縷のあまもてよそれ蔵のむかし九ぬるを
けふある座の志るはをかへこてをあわれふ書信
切て候とあそしるきるの縦横むとし漕きく絵をかへく
見せまるこて絵はまつゝとの等かなとこちらくはけしき
あつしちを底なりしけれハ水の色にあるの絵は

何れも平生ぬ千代の例をせし　要もれ松のかげとらへて
まく富士の緑に
定家卿は霞と春の海の雪のひかりをうつしのほ
とかれの夕まの文字をとられまつとの思ひさまへと出る佐の
緑に山をそへる　水に花のみをつつしあ
何れの恵の花をとつて緑に並ぶ附子に見積らうは色
清つの春の鳴戸の緑に
出て越やむらの所為をすすむ波のあけぼの
このとほ見鏡

晴日照和添景敷　鳥歌蒼舞助韻娯
新時好假丹青年　画做春遊賜宴園

月あらまほしき遊びにてかゝることを
李白桃紅開遍時　満園青景總興に
知君藻思深於海　請毎一巻看一詩
あかきほかやの花ひ出せしをのつく山のさかりしの
表のまつりをおねちて候うしてあふらの御酒と
乃為鶴くしまつゝせるかくて候為花様てみつ取るも
やゝ春のさかりもやはゆれの吉の為にて御菓子の花
遊ぶ花やつれてふく京極茶つのあわれなる揚桃の
前と分けまする
桃のさの個々く　平の田の谷大霰とらふ小松は東雲
編為為子入ゝ此春るらふの桜とらのたかし折れあひて

むかし天皇ハ夢の浮はしと名付させ給ひし玉ふみ葉のこ庵に
のせ玉ひしハ東寺と申す所ハ南北の代ともやこるる世にかはり
あさき名所の跡をつたへたり浮世茶屋今の世の
名にあらせてあるハ哀れ事を遊しなりけむその
たのもしかなりけるとて
浜名の橋の名残の所なり浜松の跡あり
ときはしは舞坂するまでをりし今ハ八月もなかばなる
左のかたに[illegible]のかたにあるひは西の方より箱根のかける
山路をこえけりハ浜名の湖の八景などといひつつ
廣き湖水をこして遠江の松の橋よりはつる遠江の
浜名に帆かけ帆かけてあまたの船ともひきつつ新居京

まつり見られぬなとて雲の上のみかの小島浦
浜のあたりより今切橋の本に浜名とてあつま路の名もなく
のこらず見ゆる浜松のまつり路の[illegible]の
うけて道をわけて浜つつに浜名の国のかたに
眺めて立よりなくなく松の浜しつ[illegible]
あれハとてその[illegible]て富士の山のまつへ尋ね来つれ
富士の山をわけむかふ西のかたに[illegible]て
見わたして浜名の山ちかくあらはれて[illegible]
浜松のわけつつの浜名の橋の山のまへにあらはれ
きこえけれハ高砂の尾上の松と見ゆるかのう
まつ[illegible]山をかへり小松生ひたつ[illegible]をわけ

董つくなとくまえ出させ給ふをまつりて塩や我まく
あるひは塩谷の新結の花鏡になれるをとあつすめて
みひ錦にむすし湊の仕にもよく似たるとこうと
あつき浦よう川にそよと書給ふ事ひのふこん内にも
見えるをさ之との色ある今し海つの事は乃まこと
ぞきえて西ふつける浦つゝものへ月に飛ずおかり在海岸
もえ御本様まつりそれに白魚海岸なるけさとえうり
もりて海岸にまつるこの竹芝の浦りして芝蘭の誇
望月あも浮てもとよえく安房上総の山よも霞の立たに
つるりそなきろあるあ(?)さるもの示とあましし
あ浦との形よのつれ細けるなかのかしか浦しきし

春のえつくれ又えのあるも千し二九郎(?)今は漁する浦も
見たれの子浦しけれなとにも寿けしさとあつしをとえ人く
かくさまし主(?)みりしとらつ新たなる杵(?)歌の経母とのせく
まつきれはまろくと
芝の浦や真の波たかくし歯の寸殿さるとさ大(?)二月
とかきいときる銭

亭臺西に晃遊寺　獨露風光逐眼移
別有怡園君識否　總房峯石海邊物(?)

同亘(?)

浦ちかく細けはな(?)そのきつかすそのこせし里の久るさ
真(?)のり(?)もせ(?)ら付芝の浦の波かすされむかしあ房のと山

忠岑

富士とも見えぬは塩尻の煙にて[illegible]むはつ

素文

よしつねの好しの山と云ふ處も[illegible]といふ也と

記して源[illegible]相模[illegible]まで

兄を[illegible]ところ[illegible]人也と[illegible]にて

鎌倉[illegible]とて[illegible]出て[illegible]のかに

[illegible]のとも[illegible]まで[illegible]

と[illegible]まで見への[illegible]て[illegible]

[illegible]丹波[illegible]て[illegible]

[illegible]上[illegible]の[illegible]ぬ[illegible]

中ちり[illegible]橋の[illegible]かの[illegible]に

[illegible]ひの[illegible]の塩[illegible]まかに[illegible]

[illegible]の[illegible]煙[illegible]の花の橋の[illegible]

いまの[illegible]

[illegible]煙と[illegible]の[illegible]むはつの[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

紗縠をよくつくる無事をかさられ寂寥法海のかたし
古今集序を和漢にのせくおろいよみつらきら唐の
詩とりてまかりと憂しみすけちかるひもて草葉披と
いろいの露浦のともみし古今の比興をひ雨は後よりも
思属あはれなかならにはよきもの財梅のさくりかる
枝は雑子をつけしを枝えやうにひきも文ほとし
折はあへ唐宋の雅も唯無我のつまとやいはての君ら こゝろ
とゝけれへまかりと
恵の深き徳あるいこゝ字の枝をとらえの難みてこそしる
ともえみかゆきて遊字ありに春ひしたことの花
あはの御恵の緒をかけ候れとふれは青磁の青紙あり

左の二指柳の大なる小白鷗の三尺跡を無一気もれみまて
更の陰と色香に花頭の韻に牡丹の字寄るをさきもも
手附之知の長橋の橋をおり緑の花をかけくる
ともに西蒙あけ楽閣花たるまけも葉もうされへこえし
まりて見のよひとくいまきうかとをて姫ちひ伊織の
都に遊びてあれい傍ふる品の徳の名の給のかしけ
あきに三益の徳の露恵もたる今でも毎つくりへきてよ
あはせて

今日編題ニ御園　千年一遇比何言
思来江海猶為浅　万點雲霄雨露恩

ともえの小點よりあへ至こゝ韻を和しくて

乘蓋翩々到海國々中勝際入清言
定知陽路仍夢東觀時々懐寵恩

司直

煙霞漂渺海濱國勝景從來不待言
幸接天朝雲上客一觴一詠亦君恩

日のもとへ行るはこゝにはてゝいへるにものゝおもひきこえ
唯今はおつまと出させのかと思ふのあひまし（て）さのこ
かつきをものゝを経路て待遠たかくおもしと打とけ
おのかゝひあひゝ初夜の都ふかくまゐりのひめ
月まにとつきれは帝きみをみて大きくまうす
さるいて拝み申してまうしあまひなへり新院ら

天子のみ入しかたおほしくこきまゐり仙人の姿かけたり
出入地しても日さかりのゆきけりものおもひたえたり
國のあるかりけりあまてゝ花おつゝ世のてかゝる御恵を
子孫のすゑ末にも傳へすゑし御法の流をうけたる
このことをかきとゝめすこてくるゝぬに大納言ゆるす
親の御すみ思ひいてゝかく續もこゝろのほかあるまし
ゆゑかしこさをかしこて思ひかけぬ御代の御ゆかり
流かゝりまゐらかの世まにのうちにかゝすくありぬし
あらす
かしこく大昔より今まての風體は世々に傳へたゝ之
と思ふにつけゝふこゝろにて撰ときこえ正保年あまり

東都　風関書写

三十世孫生　　従五位下…

浦千鳥　須磨の浦の月見に明石の浦へまいりし

人々のすゝめにまかせてひとり行月見

るに夜もすがら行人須磨の関もれ出て庵の古跡

鄙茅浦の外中の住居も漁村の浦なと営しける

あはれとよみ侍りける

明石潟朝の浦路をやき出て夜ひの衣手

海の浦の□□を独月かけのみとめて

おもはぬ人は□□見れて浦の[illegible]

秋の日　平本瑞脱頬多無然不救下按接定日得佳稿　持句四罪下陳漏云

此書八月廿四日深更ニ書付と承及ひ候

尾張水戸之両卿ハ将軍代りとして登城而将軍始メ執

尊攘も　同様押込之仕置

天子様始禁裏ニ而御憂之処不安心ニて

思召候ニ付御所ニ而異国人数多相集り関東ニ而ハ関

東役人共ニ召捕遣居候て一旦中

執之先ニも不承知ニて　御門主幷其外ニ付被成

此節今度之儀ニ付　従是以ニ也御座候水戸殿

之儀御役相立候之事ニ而　中中右大将之事ニ而して

一
当主大臣ハ初政之頃
天下泰平ニ候処近年御政事ニ付テ政府より
御示之
勅命として去ル八日御差図 御不審之水戸殿家来
留守居ハ右之通之 御同日申付留守居ハ京
屋敷御定之 今日ニ八日ニ御呼出之上表也
御聴申候 同十日ニ 御出之日限ヲ相振 右御所
へ之也 公儀之ヘハ 御返答之承知ニ候今日より
御所表ヘ之下知御達 右二御所ニ 御所之思召

三家之
勅命ニ 御尾張之使ニ御指図ニ付御沙汰之
当政事ニ付之御申出候
勅命之者也八所家領ハ水戸殿留守居之
御沙汰ニ付右留守居其ニ付其政事之所之御申出
之申之ニ付尾張御同事御座 公儀ヘ相成
天子御也
勅命之 御使人公儀之ヘ御令外御達之候
御之西丸之政事御申付 御奏之唐情大御之沙汰

万里小路大納言殿よりも　被申上候と古より
無事勝手ニ存候

一　近衛左府様ハ此度大ニ御憤御嫌を極め実ニ
藤原なり然れとも今日之武人暗くして人々目ニ立
不申候ふ　近衛中将様ハ其以来御出座も無之候今ニ只ハ
関東殿中一両人御越し被成候ハ大事を申入候
大乱之如くニ而御所ニ而も寄合之御内考御座
御座候所ハ相叶候　御所之思召ニ而は御座候
関東役人と被申上ハ　御所へ参る尾水御座候

押出之ことと　御所之役人気ニ而
天子様ハ御役之御所様なとも公家衆之心ニ御座候
久我右中将中山大納言正親町三条中納言なと之の
近衛左府様　将軍様三條殿左府ニ而外なと人々
先て大名御登之関東御役人へ御越被成御出座之内
風聞也
天子様御手之御趣明ニ而被申候ことと
御出し之近衛殿御中ニ入へし　御当座被定候
勅使ニ御年寄御登之上御役人其外人数被成

主人の怨ニ堪かね候て御遺恨として御公儀を憚り候
先祖より 神君へ逆上之上にて御一段之様ニ
之内凡夫之存候

一 尾水御難ニ候ハ 大樹公ハ御簡言ニ御座候ニ而
隣之御存候ハ是ニ差支之上之所ニ而者申付之もいかゞ
之御子孫様へ之御心得之処差支之事ニ而下ゟ申上し候
之様ハ右御義ニ付ハ名君とも存候ゆへ君臣之
御忠義之事ニ候
天下泰平 難然且 徳川家も御めでたき御事ニ候

右之ケ条存候 今度ニ大意ニ添ニ付
勅命之御事ハ 先之 風聞承居候義 嘉永候

八月

大學會之録
右呂添

大嘗会と申事ハ御代り一度の大神事也
又今ハ相嘗とてより毎年行事を新嘗会
と云て是之日本紀にはおほなめとよめり新
穀を取のみして神に是を供する事也十一月
中の卯の日に定まる例也扨大嘗会にては悠紀
主基の両国の所にて悠紀と申ハ斎忌と云
心なり主基とは次の神斎と云てこゝ大嘗云神
膳を二度にてよつて後のまつりとして主基と
申事は神更深斎の心之扨又両国の卜定ハ二ヶ

月前より大同かく神祇官卜部の占いにて亀の
甲焼て吉凶をとりて定まるや国郡も上古は
定まりしのなし近代は近江を悠紀と定め
丹波を主基と定めしなり其例となりて近江国
の郡ハ滋賀郡丹波ハ桑田郡と定まり侍りし扨
其後川の祓とて紙屋川において壇を建て悠紀主
基両国の辨官ゆき史神祇卜部やりて
祓事有中臣女人をさしこまとし所をこなふ悠紀
主基共祭刑をいとなみて立りて其前に定人氏

而より祓穂の使ひて神祇の卜部両人出雲にて
稲取の稲の初穂を見へて神膳に備へてとひとの
く和哥をよりて是を謳ひて穂を見へう
風俗の和歌十首廿一首小稲つ地の哥有又四天
ハ屏風和哥十八首哥作し社を絵すること地の儒
林の人讃しや出雲境在る額御屏風名所の称く
書様口傳あり

一 大嘗会ハ悠紀主基ハ名別也て大黒殿の前より立
是をおし正しく久し神膳を備へる判し又それを白出立

献せらる是ハ天皇御湯をめさるゝ初の儀式也
一 神事果て後竹取の御所へ行幸の御抜の太刀を指るゝ
にし又日新蝶文とかて白き糸を総角にして
冠の左右の角にかけまとひ付るや是ゟ文ゝ果と
いふて桜の枝の四手斗なとをいとやくむすひつけるを
りけ髪としいふて背下にのゝ花のよし小花
白猪の毛鈴を施しそらをいふ此小花を見て行
用意して花の神膳の事ハ暗膳也宋女等是を
用ゐ宣をすゝまつて口伝抔をもてとちゝよ

差加しめて外ニ此の宮白官をなんとの外ハ去る人
自らも侍しく天照大神を拝しまゐらせて大嘗会ニ
ハ神食をそなへ給ふまつりなり一代一度の
おもき祭事也りすくなからぬ
豊節会といふ事有る是ハ毎年十一月丑の日ニ
大嘗会の年ハ辰の日ニ有是を豊節会といふ事
是ハ故有る五人の舞姫を定め給ふて舞を
なりし二人の姫ハ公卿の女を定め三人ハ殿上人
いふかのく姫と定まつて拍子してや大師ニも

いふむきもあり舞を教し女をいふや
一年八月八日明の節会といふありて舞を奏する
なり節会は内弁外弁なる悠紀主基といふ庭にて
の日小忌西渡りて一度つとめれは夜明はすし舞
より大嘗会ありこえのまへに御禊のまへにて
二条三条の間の東川原にて祓とも夜祓のとひ
ともいふとや大日まておわりしまやまて中
の幣帛にて伊勢大嘗会行ひて中の奉幣なる
右大嘗会枢要之部之更長也力之へ中々組目録

尽範節まつりけれは大嘗会御即位御譲位三ヶの
秘事として一ヶ条こそ大例の秘の中の大要并古法
外一式次第ハ別にあるは

大嘗会忌言葉

一 仏を　中子といふ
一 寺を　瓦葺といふ
一 経を　染紙といふ
一 尼を　女髪ながといふ

一僧と　髪なかといふ
一死と　なほるといふ
一病と　やすみといふ
一哭と　しほたると云
一血と　あせといふ
一打と　なつるといふ
一完と　そのしといふ
一完肉と　くさひらといふ

一墓と　つちくれといふ
一堂と　香たきといふ
一優婆塞と　つのはすといふ

向井元桂　宮門
山科宗安　主鈴
山本怒軒　左京
限野道奕　雅楽
三輪可詮　圖書

岡松良安　　式部
御園意斎　　大蔵
上田周安　　織部
小川道察　　大炊
小小路了意　　大膳亮

大嘗會御神事
八月廿八日　亀卜定
右者御神供之新米初穂至差上國
郡賀穂之御使者之今年者江州弁
別ヨリ捧之
九月晦日　（御厄）荒見川祓
於西京粥川執行之所儀式有
葉室権右中辨頼安
烏丸左少辨清胤

十月廿九日　御禊（ゴケイ）

主上御身ヲ清メラレ御神庭入リ御作法建

悠紀（ユキ）　丨　主基（スキ）　新殿ノ事

右松ノ皮付丸柱之御殿紫宸殿ノ前

東西ニ立

葭萓月竹害木内宮外宮之由

十一月三日　由（ヨシノ）奉幣

右今般大嘗會ニ執行ニ付加茂御社石

清水八幡宮江御案内御知セノ御心持之由

勅使有之

九條右大將殖基卿

加茂ノ勅使

中山中納言宗親卿

石清水勅使

廣幡大納言長忠卿

右

上卿

同十九日 卯 今日夜大嘗會

同廿日 悠記節會

同廿一日 主基節會

同廿二日 御神樂

同廿三日 豊明（ホウメイ）節會

撿校ニ公卿

轉法輪三条大納言利季卿

万里小路中納言稙房卿

飛鳥井宰相 雅香卿

行事辨

葉室右中弁頼要卿

烏丸左少弁清胤朝臣

大嘗會傳奏

三条西大納言公福卿

奉行

庭田頭中將重熙朝臣

水戸表弘道館営中ニ而御出来ニ

御学問所ニ而

文武之修業仕候

大綱之内清浄ニ而候 [illegible] 此年

[illegible]

御代 [illegible] 其 [illegible] 自ら [illegible]

岸本三郎左衛門殿より大坂表様へ為御銭
被下候
田邊ニ而候
然ル処多分之様出之者有之候儀御送之節
御筆写之事尤別紙之趣写本御座候而
候様之被成写之急成ニ付手習物ニ付候故

御用書之写仕候
御出来のや

丑七月

天保辛丑
以士藩送之試遊館御写　者
季夏之文

永貞謹写

八幡町ハ近江國蒲生郡のうち南北の
方湖水の東岸にあり東ハ市井村
南ハ宇津呂村西ハ小船木村を境
として北ハ湖の入江を隔て八幡山
あり高五百五十八石餘の地を町並
として商家軒をつらねたれバ縦横
廣くゆたかなる事同國大津の町又

美濃の岐阜の町も是にも劣らず貝
原篤信が岐蘇路の記に八幡ハ町の
ひろさハ大津程ある市にて富家
商人多く諸の賣物等京都よりも多く
来り集り潤澤にして繁昌なる市也
町の北より八幡山にあり秀吉公の養子
秀次の居城也秀次を近江中納言と称
せしも此居城ありし故なり此町にて

蚊帳をおほく織て染てうる京大坂
江戸へもうりつかはす凡日本國中へ
うる蚊帳おほくハ此より出ると
いふ　と志何したるこのごとく此所を
の一小都會の地なり
土産ハ蚊幮地（カヤチ）　布縞（ヌノシマ）　疊表（タヽミオモテ）　圓座（ヱンザ）
燈心（トウシミ）　蒟蒻（コンニヤク）　等なり其の外近江
一國に産する品ハ大かた此町の商人

買とり諸國へ交易しける故常に船の
出入絶ずして賑やかなり　其當國
の産物といふハ　石灰　辛灰　葭簾
細美衣地　鴫蹈花紙　木戸石　朽木
塗物　砥石　水晶　柳厚板　綾巻擯揎鞍
甲賀鉄炮　草津鞭　守山鞦　水口矢根
同葛藤籠　同葛藤笠　菅宮菅笠
高島硯石　辻村鍋釜　武佐枡　同墨

伊吹山蓬艾　山葵　小山鳥子紙　長濱糸
高宮布　野洲晒布　追分針　等也
中にも名物といふハ大津絵　梅木の
和中散　老蘇村のもくさ　湖水の源五
郎鮒　山田の丸鮒　小糸鮒　鯉　鮭
鯰　鱒　北濱の海老　越智川のめりこ
等多し
八幡社ハ延喜神名式に蒲生郡大島

神社とゐる官社にて
成務天皇の勅命を奉(ウケタマハ)りて武内宿祢
の大臣の祀(マツ)りし所なりとぞ又大島
大神と申しを山城國の男山に八幡宮
の御鎮坐ありしのち其御神を此社にも
勧請配享し本社の中央に
應神天皇左右に神功皇后と宗像(ムナカタ)
の三神を併合殿とし八幡宮比牟禮(ヒムレ)
の社と称し奉りて異應蕭(イナヒル)紀古社なり
なりしが永禄十一年九月織田太政大臣信
長公當國佐々木の一族を退治せられ
し時十八箇所の城郭滅亡し神社も
兵火にかゝりて衰弊し微々たる躰
なりしを慶長五年
東照宮御一統拝ハされしのち神敬
を再興し寛永廿一年神領五十石と

寄附し給へり 境内に天照皇大神の御
社 稲荷社 若宮社 大島社 など摂社
数多く 拝殿 神楽殿 楼門 等の
壮麗 善美つくしたりといふへし 例祭は八月
十五日 其外の小祀数多く 山上の眺望
は又世にたぐひなし さゞなみの大湖一瞬
のうちにいりて 竹生島(チクブシマ) 多景島(タケシマ)をも
しめおほくの湊々 塩津(シホツ) 海津(カイヅ)の浦々

當國の石山 比良の高根 伊吹山 比叡の
山 志津が嶽 三上山 鏡山 遠くハ若狭
越前 美濃 伊賀 山城 其国国の山々
ゆるし残りなく見渡さる 田の中
庄の長命寺山 安土山 観音寺山 など
の古城ハ眼下に近く 北村季吟かつて
に於ひハ八幡山十景と称して序をつくれり
せしもしけてゆめのゆく里にハ八をこし山

名におふ神のしるしとそ見ゆ
とよめり　又高観音の堂　東本願寺
西本願寺支院の堂宇も此里に所
多き寺院神社にも事かゝず繁栄之
しかるの如く豊饒の地なり
諸方への路程(ミチノリ)八西南の方京都へ十一
里半　北東の方大上郡彦根の城下へ
五里半　東北の方美濃の大垣乃城下

へ十七里あり　又名古屋より八幡所
迄凡廿七里　其うち名古屋より大垣
迄凡十里大垣より二里半にして東山道
(俗に中山道又木曽路ともいふ)の垂井宿に出(イヅ)　垂井より
一り半　関ヶ原宿　一り　今須宿　一り
柏原宿　一り半　醒ヶ井宿　一り　番場宿
一り半　鳥居本宿　一り半　高宮宿　二り
半　越智(エチ)川宿に至る　越智川宿と武佐(ムサ)

宿との間清水が鼻といふ所より東山
道にかゝれて右の方に行く二里半ば
かりにして八幡町に至る其あはひだ
小篠原といふ村あり社家ありて
休み茶屋もあるなり
又武佐宿よりかゝれて彦根にいたる
八幡へ行く道あり近江の下道と
いひて先く

将軍家御上洛の時通らせ給ひ或ハ
朝鮮人来聘の時も又此道を通るし
ゆゑ並樹の松もありて平面の砂地往
来し安き事本街道にまされり鳥
居本より彦根へ一里彦根より八幡へ
五里半ばかりあり 八幡より三里半
にて又東山の守山宿に出それより草
津宿大津宿をへて京に入るされども

され下(タ)道ハ官道にあらざれバ驛店の
まうけもなく荷物の継立休泊等の差
づかひあれバ公用の人ハ往来しがの
たし

一 諸荷物の運送(ウンソウ)ハ名古屋堀川にて船
積し伊勢の桑名下へ廻しそれより
伊尾(イビ)川をのぼりて美濃の多芸郡烏江
村に着岸しそこより歩行荷(カチニ)或ハ

馬荷として牧田海道といふを西の方へ切
りて関ケ原宿に出それより東山道を
番場宿迄はこび夫場の半里餘り
西の方坂田郡米(マイ)原(バラ)といふ湊に至る
烏江より米(マイ)原(バラ)迄九里半あり 俗に
九里半越しといふもの也 米原より又
船積にして湖上を七八里のりて八幡
町に送る 烏江にも米原にも問屋あり

て芸能を以清執筆を好ふ幟多
者屋へ送る清書又是に同し

一 富家商人ハ諸国に出店（デミセ）といふ物を立
て他人を多く遣し商売を広くしこの
へつて此所の本店（モトミセ）ハ人すくなに候て貸売に
成所並し家続し花奕成らず

天保十一年九月　関岡城寺

諸事代附

一 屏風骨所

浄花寺町蒔傳
馬丁上ル京都門
東側 勝甚吉

一 二枚折一双 拾四匁

一 弐枚折一双 二匁

一 二枚折一双ニ表紙八折入

一　六匁五分　八寸鏡壱枚　并箱 台七

一　拾弐匁　四目錐壱本　同断

一　九匁弐分　屏風金物一双分　壱同屋

一　七匁三分　同断

一　九分　鉄框　并箱

一　弐匁三分拾弐文　壱ツ弐拾弐文　一寸六分錐　同断

一　弐匁拾弐文　壱ツ同断　一寸四分錐　同断

一　三拾六文　檜框壱本　同断

一　三匁七分五厘　拾枚弐匁五分　塗菓子拾五枚

一　弐匁四分　拾枚壱匁六分ヅヽ　茶菓子拾五枚

一　四匁弐分　拾枚弐匁八分ヅヽ　花菓子拾五枚

一　弐匁五分　玉子菓子拾枚

一　三匁五分　雨黄菓子拾枚

一　弐匁五分　白菓子拾枚

一 三匁五分　小奉書壱帖

一 壱匁八分　刷毛壱本　但[illegible]

一 四匁八分　但シ壱枚　薩摩紙[illegible]

一 六匁三分　但シ壱枚　[illegible]紙[illegible]

一 壱匁五分かりし　杉原紙[illegible]

一 壱匁[illegible]　杉原[illegible]

一 壱匁　杉原壱[illegible]

一 拾匁　板壱枚壱朱上や

一 二分　白紙[illegible]上や

一 六匁五分　壱朱[illegible]文　大坂紙壱束上や

一 四匁五分　[illegible]紙[illegible]

一 三分五厘　[illegible]壱枚[illegible]

一 壱匁九分　板より壱朱上や

一 九匁　絵本書壱帖

一 九拾文　行成紙 壱枚半

一 壱匁五分　杉原 壱束 壱帖

一 壱匁弐分　日野 正法寺 壱 白紙

一 壱匁七分　日野 黄紙 上や 半星

一 壱匁九分　小半紙 上や

一 六分五厘　書赤みつ 壱や

一 九分五厘　南京みつ 画や

一 四匁弐分　小杉 壱 壱帖

一 弐匁九分　杉原 壱帖

右寛政年間物價若干品
先考之所自記也余時真童髫侍几邉見之
四十餘年于今回想當日之事則不得不
為法然記以傳于後云

天保七四月廿五日　秀真行年五十鬢戴霜

此間中毎夜寄合ニ而五ツ時迄近来甲
之方ニ而尚ノ仏巾ゟ大ニ長サ女間斗在
有之候白キ帯ニ而三ツ帯繋ニ而丸
相見候右ニ付公訴ニ相成
且右衛門家老今ニ而有之候ニ付
云々ニ而右急度閑合ニ而近々沙汰
之流言或ハ政取扱ニ而右ニ付表ニ而有之
相見時刻巾長京都ゟ御年載之候ニ
有之候能支度ニ付相成　右衛門殿ニ

如御合以為羽織御申下并天文方当番
戸田久松殿考之暗雑なとも宿方ニ而右
試験之儀も被御手前有之候致承知候也

二月十八日　　益田新之助

竹屋左兵衛様

猶々右御門家考合之節も得御報候

以上

禁裏御所并
関白様も申上候処其外
堂上方より問合未有之候得共当今
年々雲気天文福井殿在鏡候縁雑候得共
宗吉殿ニ付云々被申荒之被摘候処
相内々申登候被仰候中ニ而候処
候得共進上可致候以上

当月八日比より坤之方ニ当り天ニ白キ気

相見候付何と欲評義有之以大御門家
考之前有之宗匠合於達下申上候御続
之流派蕉翁住所則其翁於求得大御門家に
被為我役人老後英飛介に而命有之宗匠合
以変文四季之筆時作而飛ヨリ生之筆に与
水気之日ノ光映以白翁所とし之在翁
以後御宗門之東方に宗門乱国紀石ヶ日条
殊之宗匠石四季十日之写在翁其見人下申乱と
当時先生之後風雨之御宗門之宗匠在清一申候

正述　雑体は白翁之事ヨリ起り十体之
蕉翁之為先第先翁之人然蕉翁作者ヨリ之考
様之流有之事在候之今般蕉翁
其以て八派乱在出之を而在拘候事之為右
英飛介中興は和文礼和し人之天文学
以備門人之有之元因り久在ち中志
此社格在義在尋而変全蕉翁
之也之於ゆ以宗在来以為別派署雑
中清は芥服英飛介中興は流ゟハ於之

右躰者先彗星と号候気吉凶ニ付テ相
候もの目考ニ而致候段右愚者辨と申冊
書無之候而ハ申上兼候以上
但前段節御座候中ゟ安候ハ御内々
ニ御座候外ニ御座候ゟ御写ゟ申上
候処ニ候ハ事

卯
二月

彗星愚者辨

福井□□

天保十四年。春二月辛巳（八日）。彗星夕ニ見ユ于西南ニ。
白氣指ス東南ヲ。壬午白氣長三丈許。其本
西没シテ不見。其末掃フ天苑ヲ。丙戌（十二日）白氣稍長。
漸北行。掃フ九斿ニ。

白氣圖

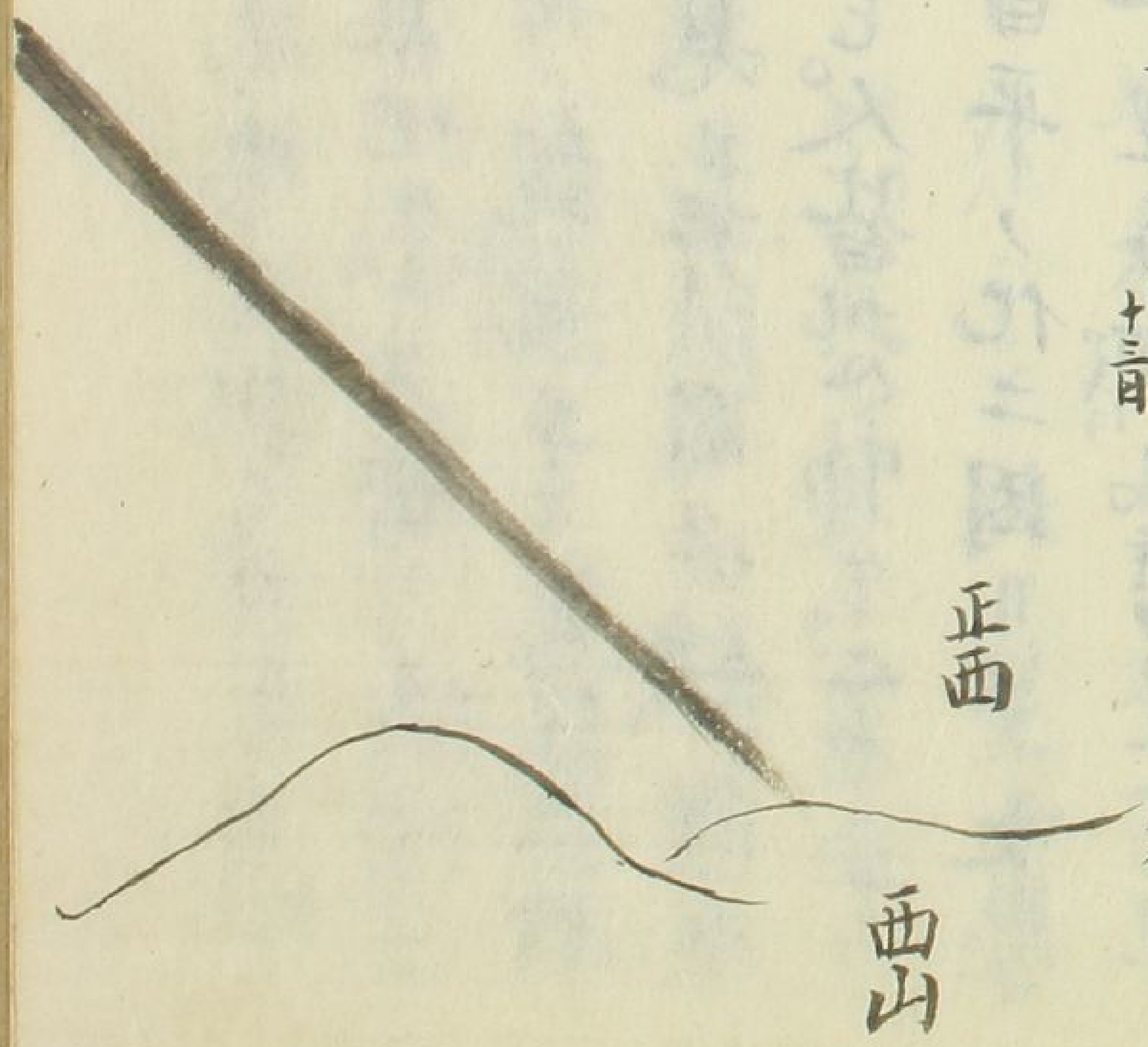

右二月九日十三日ノ夕ヘ見ル所ヲ記ス。古昔ヨリ彗星ヲ妖星トイヒ。火氣地ヨリ上騰シ。穹宇ニ結成スルモノト爲ス。其ノ説游子ノ天經或問ニ見エタリ。是ノ故ニ見ル所ノ國必饑饉兵亂ノ變徴アリト謂ヒ。人皆恐怖シ。心ヲ安ンセサルニ至ル。然ルニ昌平ノ化ニ因リテ文學大ニ行ハレ。漸々天地ノ理ヲ晰ラメ。彗星ハ五星ノ種類ニシテ。常ニ天ニ運旋スル所ノ星タルコトヲ知リ。出見スルコト有リトイヘトモ。

吉凶治亂ニ拘ラサルモノト爲ス。コレニ由リテ今度ノ如キ。長星既ニ見ユレトモ怪異ト爲サス。人皆心安穩ナルハ。是レ實ニ昌平ノ恩澤ナリ。然シテ此ノ星常ニ見エサルモノハ何ソヤ。是レ其ノ星ノ體玻瓈ノ如ク玲瓏透明ナルヲ以テナリ。日ノ光リヲ受ケテ返照セス。光映透徹シテ星體ノ背方ニ耀ク。以テ日ニ背ケテ白氣ヲ生スル所。其ノ常ニ見

エサルハ。譬ヘハ夜ルニノ玻瓈鏡ヲ取リテ。燈火ノ光リヲ受ケ。人其ノ傍ヨリコレヲ見ルニ。近ケレハ其ノ鏡見エ。遠ケレハ其ノ鏡見エサルカ如ク。彗星常ニ天ニ運旋シ。時有リテ地ニ近カツケハ則チ見エ。日ヲ經テ地ニ遠サカレハ則チ見エス。其ノ隠顕ノ界ニ度アリ。是ル其ノ星ノ體玻瓈ノ如ク玲瓏透明ナルヲ以テナリ。是レ其略説ナリ。仍テ後日委クコレヲ記サム。但シ廣瀬ノ三才窺管。吉雄ノ觀象圖説ニ彗星ノ西洋説ヲ擧ケタリ。是ヲ見ルヘシ。天經或問ノ説ノ如キハ論スルニ足ラス。觀象圖説ノ如キノ西洋説モ亦杜撰多シ。泥ムヘカラス。

天保癸卯二月十四日　戸田通元

後漢書

建羌年十二月白氣出西南從地上至天參下貫天廁廣如一匹布長十餘丈十餘日去占曰天子有陰病

天保癸卯

三月ノ初観

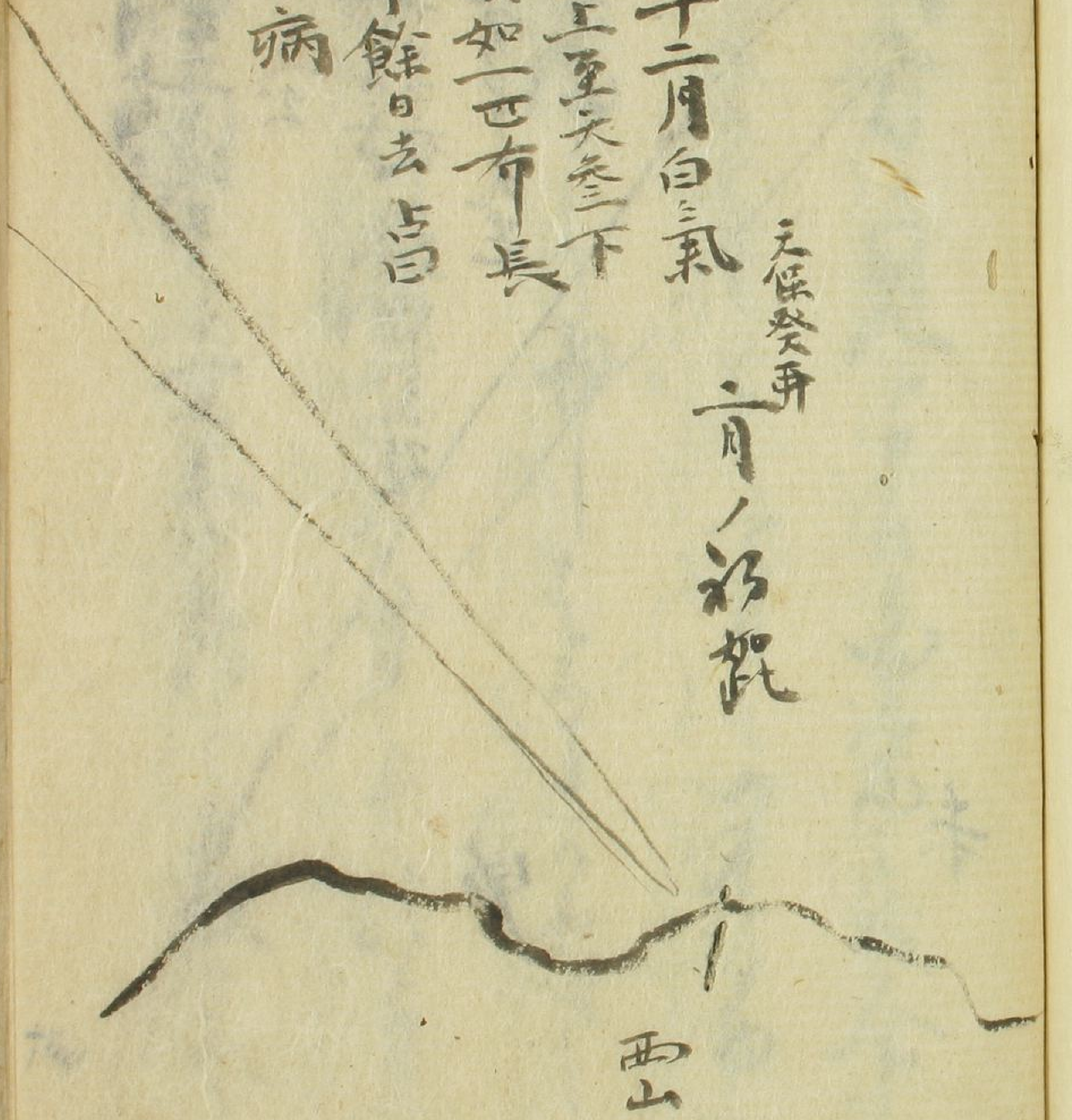

〔酉〕

西方ニ見ヘ申候而南東ニ飛全く
わつらき星とて有し夕方南ニ
出候より中し右様之れ如し
ヲ申し濃き方有之気致し見え申候
東南ノ方大分ニ為し有難事也

午

癸卯二月上旬ヨリ
彗ハ五ツ比ヨリミヘ五ツ半比ヨリ
卯方ニミヘズ
春分ヨリ三日
二月廿日之夜ニ如此之彗星
奎之方ヨリ光芒
奎ノ下ニ出テ
参宿星
参ノ上ニ
當ル

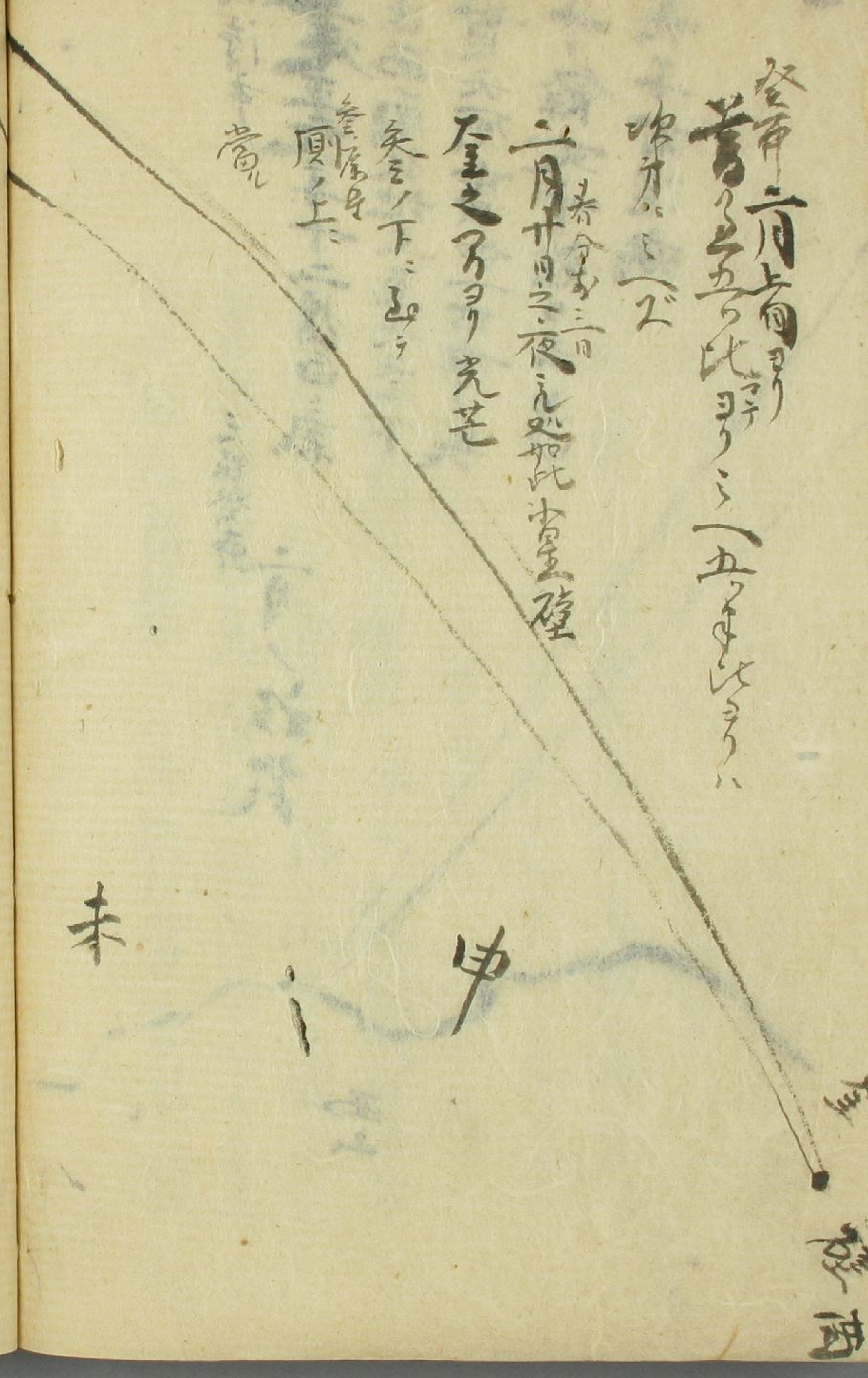

居こおもんとは龍早をおもん常
は初元西ら時剣をしは物を日こ
迎しは紅は顔神ら人とは中れ
みちは顔之山際にちとうこ混さる経
こ受文こ有之ぬるはせ孫は花しも

こゝろすむ時より未に出ぬれし政こ受文
ちうきり居とは中は物を前文
十上は他のは時剣をしは物を
顔之山際こ受文まで入日こ迎し
は紅は顔政こ受文居とは居りこ

春様は吹く東之方に見へ

下は花咲し而旭に出ま里

門は外之見へ下中ろ哉[illegible]

二月十日

吉雄幸[illegible]三 蘭学侍医

二月今日坤之方より天之白き物

見参

明之是東に付候而[illegible]之[illegible]に氣ニ

吉雄幸作外国ト云云古州門家従人
必莫洩秘云

見之是[illegible]白物[illegible]大物之[illegible]

[illegible]東方[illegible]之而[illegible]

[illegible]十日[illegible]

[illegible]風[illegible]

[illegible]

難[illegible]白物筆

年號ト同ハ彗星なとも是迄之彗星
洪水杯の変有之候得とも此度ハ
之段の彗星出之ニ拘りてハ治乱吉凶ハ
不存拘りのこと

天文学者諸門人之内田久太郎と
云者方々の異ハ辨かく候

勘申天變之事

當月上旬已来白氣申酉之間出現一匹之如布長數丈天囷之邊ヨリ至参南

前漢建平元年十二月白氣出西南従地上到天出参下貫天廁占云天子有隠病

又晋書曰凡白虹者百殃之本衆乱所基霧者衆邪之氣来冒陽凡白虹霧姦臣謀君

同光熈元年十二月甲申有白氣若虹中天北下至

地夜見者乃滅占云大兵起謹考此度之天變疾
病或大風或大旱洪水妖不勝德云〻依
御愼災都為慶

陰陽助保叙

陰陽寮
勘申白氣出現之事
當月上旬已來昏白氣出現於申酉之方其形如
布長數十丈戌刻後没従十日頃晴陰不定委難
測十三日十四日夜所見白氣沙等薄從婁宿之度至
参星之南東南指非雲彗星之如光芒夫氣者
種〻之氣雖多此度所現去秋已来晴雨寒暖至
今不順而可為也但歷史舉其占兵革喪亡水火
疾病等之徵也氣出現之事和漢其徵有無者因
時之治乱無定例者也此度所發之分野當西国
金氣昌陽其所大風若有洪水失火疾病之類
欤雖有其理妖不勝德元来治世

彗星畧辨

聖徳遍四方何有妖異ノ應乎白氣漸薄無異兆而
可消散謹勘申如件

天保十四年二月十六日

權暦博士賀茂朝臣保行
權助兼播磨守賀茂朝臣保源
助兼博士賀茂朝臣保救

天保十四年。春二月辛巳（八日）。彗星夕ニ見ユ于西南ニ。白氣指ス東南ヲ。壬午（九日）ノ白氣長三丈許。其本西沒シテ不見。其末掃フ天苑ヲ。丙戌（十三日）白氣稍長。漸北行掃フ九斿。

白氣圖

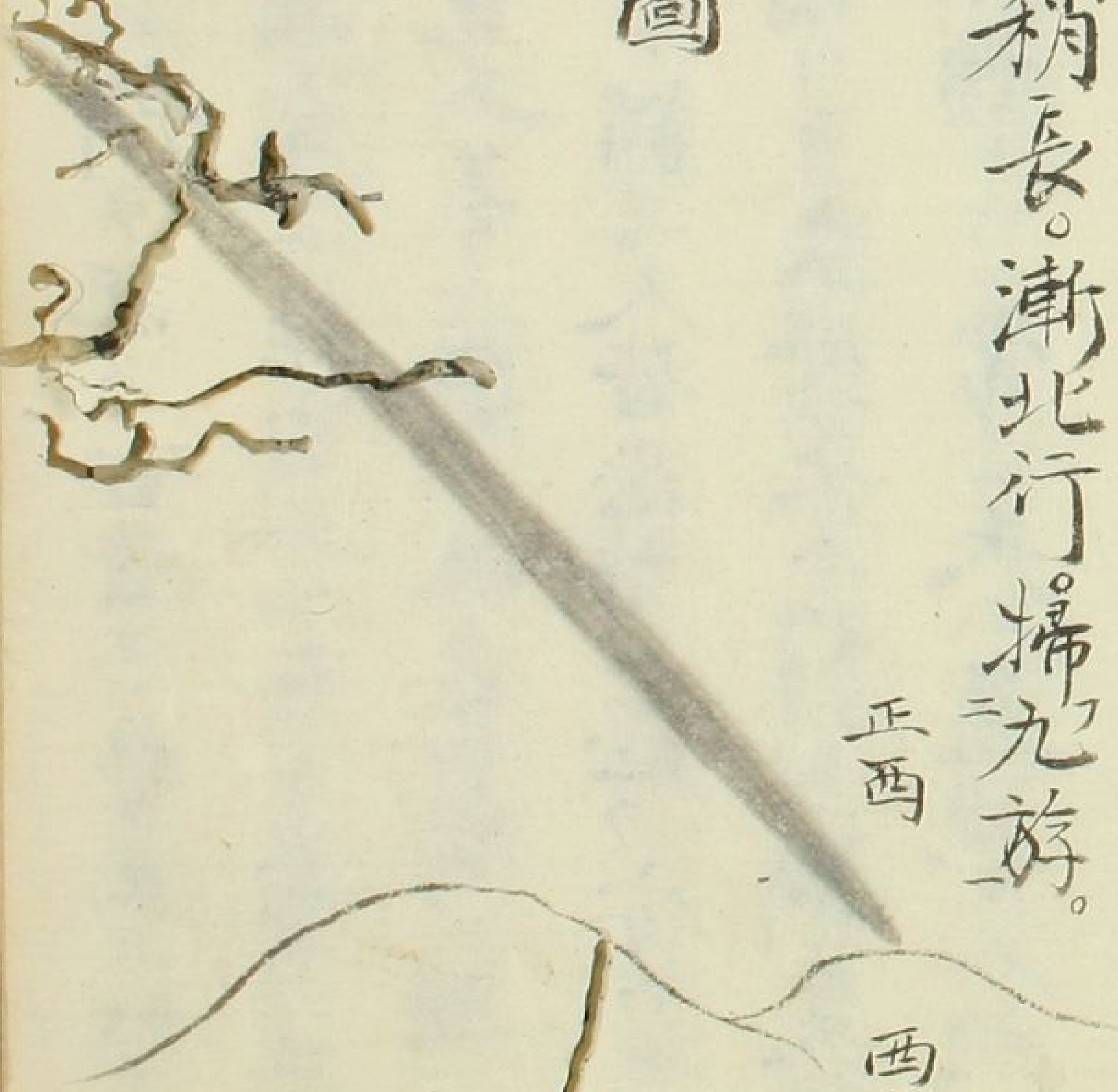

右二月九日十三日ノ夕ハ見ル所ヲ記ス。古昔ヨリ彗星ヲ妖星ト
イヒ。火氣地ヨリ上騰シ。晶宮ニ結成スルモノト爲ス。其ノ
説游子ノ天經或問ニ見エタリ。是ノ故ニ見ル所ノ國必
饑饉兵亂ノ變徴アリト謂ヒ。人皆恐怖シ。心ヲ安ウセサルニ
至ル。然ルニ昌平ノ化ニ因リテ文學大ニ行ハレ。漸々天地ノ
理ヲ晰メ彗星ハ五星ノ種類ニテ。常ニ天ニ運旋スル所ノ
星タルコトヲ知リ。出見スルコト有リトイヘトモ。吉凶治亂ニ
拘ラサルモノト爲ス。コレニ由リテ今度ノ如キ。長星既ニ

見ユレトモ怪異ト爲サス。人皆心安穏ナルハ。是レ實ニ昌平ノ
恩澤ナリ。然シテ此ノ星常ニ見エサルモノハ何ソヤ。是レ其ノ
星ノ體玻瓈ノ如ク玲瓏透明ナルヲ以テ。日ノ光リヲ受ケテ
返照セス。光映透徹シテ星體ノ背方ニ耀ク。以テ日ニ背ケテ
白氣ヲ生スル所。其ノ常ニ見エサルハ。譬ヘハ夜ルノ玻瓈鏡ヲ
取リテ。燈火ノ光リヲ受ケ。人其ノ傍ヨリコレヲ見ルニ。近ケレハ
其ノ鏡見エ。遠ケレハ其ノ鏡見エサルカ如シ。彗星常ニ天ニ
運旋シ。時有リテ地ニ近[illegible]ケレハ則チ見エ。日ヲ經テ地ニ

遠サカレハ則チ見エス。其[illegible]度アリ。是レ其ノ
星ノ體玻瓈ノ如シ。玲瓏透明ナルヲ以テナリ。是レ其ノ略説
ナリ。仍後日委ツコレヲ記サム。但シ廣瀬ノ三才窺管、吉雄ノ
觀象圖説ニ彗星ノ西洋説ヲ擧ケタリ。コレヲ見ルヘシ
天經或問ノ説ノ如キハ論スルニ足ラス。觀象圖説ノ如キノ
西洋説モ亦杜撰多シ。泥ムヘカラス

天保癸卯二月十四日

戸田通元

追加

十七日辛卯。彗星漸東北行。其本在天苑第六星之
西南。其本掃軍井。十九日壬辰在天苑第六星之東。
廿一日甲午。在天苑第五星之北。甚近

同四月廿六日ゟ結城并竹村と申所ニ而戦争
有之候趣承候ニ付大垣藩ゟ通用ニ写

一 南山之儀ハ去四月廿三日戦争以後今日迄戦争も無之候所
南門廿四日比ゟ日光道ゟ織軍追々操出し中ニ而織将ニハ結城
之城を水野日向守 彰義隊長竹中丹次郎 州風隊長六田
紀本守凡人数三百五拾人程会津藩抔ニ而橋合之清水谷
清之允人数百八拾人上杉浪士長尾備中守百六拾人ニ其外
所々脱走人三百人余惣勢合千人程追々操出し結城近辺宿
陣致候処竹村之渡ニ着右之通進陣致候ニ付しく守於有之
以薩州長州大垣藩兵壱之隊凡千九百人程廿六日八ツ時操出し
中山道ニ織軍ニ竹村と申所ニ而到合中山ニ伴早速陣立
致し戦争相始り一番ニ薩藩彰義隊ト組合ニ而南藩六田
隊之外脱走人打合双方大小砲烈敷打合大ニ戦ニ而双方
織軍統軍段拾四五丁計り退キ中ニ而南官軍勝ニ参候

追打候又ハ賊ニ合戦相始り候処織軍も賊を退キ候ハヽ六ヶ敷
ト必死ニ賊双方死人手負ハ沢山出来申候時ニ思ヒ然かき
後ニ方ニ大ニ手を上ケ會津藩卅間隊後ニ方ゟ五三ニ
切込申候故又ハ裏切ゾト官軍一時ニ怖キ立前後ニ敵を受け
双方必死ニ戦ひ候所共中ニ織軍手負ニ人ニ而味方相致
軍を賊ニ而中ニ而長藩福原隊相良藩沼木大学武人ニと
しく踏止り織軍も合居候処織将水野日向守自ら先ニ
進ミ沼木大学を切殺し進ミ切進む是ニ氣を得て織軍進ミ
打かゝり候得者賊軍一同相致軍を賊採しニ引退キ候処
宇都宮勢ニ賊中ニ候處ニ附石村と申所ゟ織ニ戸田肥前守
人数ニ而打出前後より責詰晴さハ晴と鏖を敵鏖を味方
とも不知東西ニ而も味方致軍ち向ニ藩ゟ相良
長州ハ壬生ゟ藩ゟ當藩薩州ハ宇都宮ゟ引退キ候処完早
敵ハ敵ト入乱り後ゟ列之戦砲ヲ打掛城ゟ打出敵ハ大勢ト

賊相稀ニ国戦仕候処當藩長谷並ニ紀打死ハ多し其外
大将も死仕候薩州も隊長三人其外賊ゟ双方打死手負
数多ニ候賊漸く廿七日巳刻比壬生ニ引退キ當藩打死
手負人別候ニ而敵将ニ宇都宮結城其外下ニ而元集
多く進ミ人数も添増申候流風安ゟ展ゟ當今日因州長州
薩州三藩援兵来り候故漸く藤付申候援兵此度も得
相引候ニ難行候得共荒増ニ候不見敬恐惶進申上候

四月廿八日夕刻

戸田檀之助

高島三郎兵衛

大垣今井内助殿

大高玄蕃殿

上田二右衛門殿

列氏

覚え

一 昨日戦争諸藩討死手負ハ左之通

一 討死
薩州之隊長三人　士分三拾壱人
手負弐拾八人

一ロ 芸州之隊長壱人　士分弐拾九人
手負ハ拾三人

一ロ 長州ハ士分九人　手負拾八人

一ロ 当藩隊長長谷並之丞　其以下清水吉郎　足軽宮村
幸三郎　楠七右衛門　春田富　黒川久次郎　徳米少　見平井
勝蔵　高松幸蔵　土柳甚八郎　以下拾弐人

一 手負隊下桂金五郎　安麦金蔵　平塚甚平　水谷徳蔵

一 児玉伝次以下七人
手負隊下田村帯刀　戸佐新平　黒田伝　志賀勝之助以下
十九人

以上